平成２８年（フ）第９１号
石川県小松市矢田野町ナ54番地、従前の住所千葉県鎌ケ谷市西佐津間１丁目28番16―304号
破産者　小野口　誠
1　破産債権の届出期間　平成30年５月25日まで
2　一般調査期日　平成30年７月10日午前11時15分
平成30年４月24日　金沢地方裁判所小松支部
平成２９年（フ）第３９８号
福岡県宗像市須恵４丁目23番18号、申立時の住所大分市賀来北３丁目２番８―103号（九大コーポ）
破産者　櫻木　　繁
1　破産債権の届出期間　平成30年５月25日まで
2　一般調査期日　平成30年６月20日午前10時45分
平成30年４月25日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成３０年（フ）第１７５号
札幌市北区北８条西４丁目１番地１　パストラルビルＮ８
破産者　株式会社ＳＥＡ国際教育研究所
1　破産債権の届出期間　平成30年５月28日まで
2　一般調査期日　平成30年７月４日午前11時
平成30年４月24日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第５７８１号
大阪府東大阪市川田４丁目３番１号
破産者　株式会社松榮製作所
1　破産債権の届出期間　平成30年５月31日まで
2　一般調査期日　平成30年７月23日午後２時30分
平成30年４月24日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２９年（フ）第２９９号
大分市賀来北１丁目15番14号（コーポ永和103）
破産者　安部　俊二
1　破産債権の届出期間　平成30年６月１日まで
2　一般調査期日　平成30年７月25日午前10時30分
平成30年４月25日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２９年（フ）第４５４１号
大阪府交野市妙見東３丁目７番12号
破産者　ＳＭＭグローバルゲート株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年６月４日まで
2　一般調査期日　平成30年７月６日午後１時30分
平成30年４月24日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２９年（フ）第９２０号
京都市山科区音羽前出町20番地１　ＫＥシブタニ205号
破産者　水谷真理子
1　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
2　一般調査期日　平成30年７月25日午前10時15分
平成30年４月25日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産管財人変更

平成２８年（フ）第１９７９号
名古屋市中川区法華西町５丁目11番地　パティオ法華102号
破産者　久野　孝雄
破産管財人　弁護士　小嶋　理恵が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　眞下　寛之
平成30年４月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１３６５号
京都市右京区京北大野町小野ケ市49番地３
破産者　構井　昭彦
免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
平成30年４月25日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２９年（フ）第８９０号
神戸市垂水区王居殿２丁目10番２―201号
破産者　猪尾　雅子（旧姓天野）
免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
平成30年４月24日
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第２０３１号
東京都港区南青山２丁目２番15号ウィン青山942
清算株式会社　株式会社Ｇ―ＰＲＯ
代表清算人　鮫島　　巧
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部
平成３０年（ヒ）第３号
愛媛県西条市周布426番地２
清算株式会社　株式会社ｆ８
代表清算人　越智雄一郎
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所西条支部

特別清算協定認可

平成３０年（ヒ）第２００２号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目８番12号
清算株式会社　東條湖観光株式会社
代表清算人　岩本　　孝
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、清算株式会社が有する現預金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

管財人選任

平成２９年（ミ）第５―８号
福島県須賀川市森宿字ヒジリ田50番地
更生会社　トキワ印刷株式会社
福島県須賀川市森宿字御膳田39番地８
更生会社　後藤商事株式会社
東京都港区赤坂２丁目16番３号後藤ビル
更生会社　株式会社後藤本社
東京都港区赤坂２丁目16番３号
更生会社　株式会社ピーアイシー
主文　管財人として
福島市笹木野字天竺田20番地の31
佐久間信幸
を選任する。
平成30年４月23日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令取消

平成２９年（再）第３号
札幌市南区南沢４条２丁目７番25号
再生債務者　工藤　　浩
主文　平成29年10月25日にした監督命令を取り消す。
平成30年４月23日
札幌地方裁判所民事第４部

再生計画認可

平成２９年（再）第３号
札幌市南区南沢４条２丁目７番25号
再生債務者　工藤　　浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月19日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成30年４月23日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第１７号
埼玉県越谷市東大沢２丁目４番地５　ハイツイマモト103
再生債務者　河村リゼルこと　カワムラ　リゼル　パリナサン
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月29日から平成30年６月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係